

久留米市公告第283号

えーるピア久留米電話交換設備等取替修繕について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年10月8日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：えーるピア久留米電話交換設備等取替修繕
- (2) 履行場所：久留米市諏訪野町
- (3) 業務内容：別紙「えーるピア久留米電話交換設備等取替修繕仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格 12,746,140円（税込）
入札書比較価格 11,587,400円（税抜）
- (6) 最低制限価格 11,726,000円（税込）
最低制限比較価格 10,660,000円（税抜）
- (7) 支払条件：前払金 なし
 部分払 なし

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格審査方法

事後審査型 ※落札候補者となった者のみ資格審査を行う。

(2) 参加資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。
- ④ 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
- ⑤ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがな

されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑧ 久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加資格有資格者名簿（規則第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加資格有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該営業所が登載されている者であること。
- ⑨ 名簿に「電気通信工事」で登載されている業者であること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（1）提出書類

- ア 入札書（様式第1号）
- イ 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

（2）提出期限

令和8年10月26日（月）17時00分必着

（3）提出先（宛先）

10 事務局

（4）郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア.入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留いずれかで郵送する。

5 開札

（1）日時：令和8年10月30日（金） 15時30分

（2）場所：えーるピア久留米2階 205学習室

（3）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

（4）落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者

を決定する。落札候補者の資格を審査したのち落札者を決定する。

(5) 一者入札の取り扱い

入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(6) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は、開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、所定の郵送方法で入札書類が提出されなかったときは、無効となる場合がある。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和8年10月16日（金）17時00分まで

② 受付場所：10 事務局

③ 質問の提出方法：

FAX 又はEメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和8年10月20日（火）までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。ただし、特に必要がある場合は、この期間満了後とすることもできる。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときには、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市市民文化部生涯学習推進課

住所：〒830-0037

久留米市諏訪野町1830-6

えーるピア久留米3階事務室

電話：0942-30-7970

FAX：0942-30-7971

Eメール：manabi@city.kurume.lg.jp